

仕様書

(令和 8 年度 新市街地整備技術支援委託業務)

1. 業務目的

本業務は、恵庭市西島松地区において計画している新市街地整備に当たり、恵庭市が進めるインフラ整備計画について、技術的な検討及び資料作成等の支援を行うものである。

また、当該地区への移転が計画されている北海道日本ハムファイターズのファーム関連施設整備計画と、恵庭市が進める新市街地整備計画との整合を図るため、両計画間の調整を技術的に支援することを目的とする。

2. 対象地区

恵庭市西島松地区

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 30 日まで

4. 資格要件

本業務を受託する者は、石狩管内に営業所を有し、恵庭競争入札参加資格者として「設計部門」で登録され、かつ「道路部門」「都市計画及び地方計画」「鋼構造及びコンクリート」において建設コンサルタント登録及び建築士事務所登録をされており、過去 10 年間に於いて北海道もしくは北海道内の市町村発注の「道路実施設計」および「橋梁詳細設計」の実績を有する者とする。

なお、補修設計、修正設計または再委託による実績は認めない。

5. 配置技術者

受託者は、以下の要件を満たす管理技術者、担当技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

業務の統括責任者となる管理技術者は、4. 資格要件に挙げる実績において、管理技術者もしくは照査技術者としての実績を有し、「技術士（総合管理部門：建設）」「技術士（建設部門：道路）」「技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）」「技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）」のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

(2) 担当技術者

業務を担当する担当技術者は、「技術士（総合管理部門：建設）」「技術士（建設部門：道路）」「技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）」「技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）」「RCCM（道路）」「RCCM（都市計画及び地方計画）」「RCCM（鋼構造及びコンクリート）」のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

なお、担当技術者は、石狩管内の営業所に1年以上在籍しているものでなければならない。

6. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の実施にあたり、業務目的・内容の把握確認、業務計画書の作成、業務体制の構築など円滑な業務遂行のための計画準備を行う。

(2) 技術支援

受託者は、次に掲げる事項について、既存の計画、設計条件及び関係資料等を確認し、比較検討、技術的助言、課題整理及び検討資料の作成等を行うものとする。

ア 橋梁に関する事項

(ア) 橋梁上部工形式の比較検討

(イ) 橋台及び橋脚等の配置検討

(ウ) 径間割の検討

(エ) 道路、河川及び周辺施設等との取合いに関する検討

イ 擁壁及びカルバート等に関する事項

(ア) 擁壁の配置及び形式に関する検討

(イ) カルバートの配置、規模及び設置条件に関する検討

(ウ) 道路、造成地盤及び周辺施設等との取合いに関する検討

ウ 道路に関する事項

(ア) 道路線形に関する検討

(イ) 車両及び歩行者の動線に関する検討

(ウ) 交差点、沿道施設その他関連施設との取合いに関する検討

(エ) 道路構造及び交通安全上の課題整理

(3) 計画調整支援

受託者は、次に掲げる都市側施設及びファーム関連施設について、相互に影響する条件を確認し、課題を整理するとともに、必要な調整案を作成するものとする。

ア 都市側施設

(ア) 都市計画道路

(イ) 準幹線道路

(ウ) 街区道路

(エ) 歩行者専用道路

(オ) 無電柱化施設

(カ) 公園

(キ) 下水道

(ク) 調整池

(ケ) 上水道

(コ) 宅地造成

イ ファーム関連施設

(ア) メインスタジアム

(イ) サブグラウンド

(ウ) 屋内練習場

(エ) 選手寮

(オ) その他関連施設

(4) 報告書作成

受託者は、前各項において実施した検討、技術的助言、計画調整、協議等の内容を整理し、業務報告書として取りまとめるものとする。

7. 業務範囲

- (1) 本業務は、新市街地整備計画及びファーム関連施設整備計画の調整並びに各種インフラ施設に関する計画段階の技術支援を行うものであり、道路、橋梁、擁壁、カルバートその他施設の実施設設計又は詳細設計を行うものではない。
- (2) 本業務における比較検討及び構造検討は、既存資料及び計画条件に基づく概略的な検討を基本とする。
- (3) 実施設計又は詳細設計に相当する検討、構造計算、数量計算、設計図面の作成その他本仕様書に定めのない作業が必要となった場合は、発注者と受託者が協議の上、対応を決定するものとする。

8. 打合せ協議

- (1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため、業務の進捗に応じて必要な時期に、発注者との打合せ協議を実施するものとする。
- (2) 打合せ協議は、原則として対面により実施するものとし、オンラインによる実施は認めない。
- (3) 関係機関又は事業関係者との協議への出席が必要となる場合は、発注者の指示に基づき対応するものとする。

9. 貸与資料

- (1) 発注者は、本業務の実施に必要な次に掲げる資料を受託者に貸与するものとする。

ア 新市街地整備に関する計画資料

イ 道路、橋梁、上下水道その他インフラ施設に関する図面及び検討資料

ウ ファーム関連施設の整備計画に関する資料

エ 測量、地質、環境その他の調査結果

オ その他、本業務の実施に必要と認められる資料

- (2) 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって管理し、業務完了後は、発注者の指示に従い返却又は消去するものとする。

10. 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 1部 (A4判)
- (2) 打合せ記録 1式
- (3) 前各号に掲げる成果品の電子データ 1式

11. 留意事項

- (1) 受託者は、発注者、関係機関及び事業関係者と十分に連携し、業務を遂行するものとする。
- (2) 業務の実施過程において、計画条件、施設配置、事業工程その他の条件に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、対応について協議するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を適切に管理し、発注者の承諾を得ることなく第三者へ開示してはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

対象箇所図

